

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社南日本銀行（証券コード:8554）

【据置】

長期発行体格付	BBB
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 鹿児島県を主要営業地盤とする資金量約7,600億円の第二地方銀行。県内では約1割の預貸金シェアを確保している。貸出資産の質や資本の充実度には改善の余地があるものの、コア業務純益の減少に歯止めがかかり、格付対比やや高い収益性を維持可能とみられること、資本の充実度が改善傾向にあることなどから格付は据え置いた。
- (2) コア業務純益（投資信託の解約損益を除く）は17/3期以降減少が続き従来の半分以下まで水準が低下したが、21/3期は24億円と前期比5億円の増益となった。システムコストなど経費の減少が寄与したほか、役務取引等利益の改善もみられた。また、コロナ関連融資の後押しもあって貸出金利息の減少幅は縮小した。ROA（コア業務純益ベース）は以前の0.6%程度水準からは低下しているが、0.3%と比較的良好な水準にある。当面は、店舗運営の効率化やそれに伴う人員の自然減などでの経費削減がコア業務純益を下支えするとみられる。注力する地元企業向け販路開拓支援などを通し、利回りの高い貸出を伸ばすことができるか注目している。
- (3) 21/3期の与信費用は9億円弱と前期並みで、従前の水準に比べ低位にとどまっている。ただし、金融再生法開示債権比率は5.48%（部分直接償却は実施していない）、総与信に占める分類債権額の割合は2割強と高い。コロナ禍の影響は今のところ大きくないが、景気停滞時に業績が悪化しやすいとみられる要留意先が多い貸出ポートフォリオの特性を踏まえると、引き続き与信費用の動向に注意する必要がある。有価証券運用においては総資産対比で残高が少ないこともあり、保有債券にかかる金利リスク量、株式や投資信託にかかる価格変動のリスク量のいずれも資本対比で抑制された水準にある。
- (4) 21年3月末の連結コア資本比率は8.46%。公的資金などを調整した後のコア資本比率は徐々に改善しており、また21年9月には優先株の発行を予定している。ただ、当該優先株の資本性を勘案し自己資本の評価に織り込んでも調整後コア資本比率は格付「BBB」の地銀との比較では見劣りする。調整後のコア資本比率を格付相応の水準まで引き上げるには、与信費用控除後の収益力を一段と回復させる必要がある。

（担当）阪口 健吾・松澤 弘太

■格付対象

発行体：株式会社南日本銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年7月20日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社南日本銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル